

神戸市公立大学法人職員職務専念義務の免除に関する規則

2023年4月1日

規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人職員就業規則（2023年4月規則第28号）第25条の規定に基づき、神戸市公立大学法人職員の職務専念義務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務専念義務の免除)

第2条 職員は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ理事長又は委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- (1) 研修を受けるとき。
- (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加するとき。
- (3) 職員団体又は労働組合の業務に従事するとき。
- (4) 前3号に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するとき。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断のとき。
 - ② 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合
 - ア 出勤することが著しく困難であると認められる場合
 - イ 職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ③ 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合
 - ア 職員の現住居が滅失又は損壊した場合であって、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合であって、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
 - ④ その他交通機関の事故等不可抗力の原因によるとき。
 - ⑤ 事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止のとき。（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置をも含む。）
 - ⑥ 裁判員、証人、鑑定人又は参考人、被害者参加人等として国会、裁判所又は地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭するとき。
 - ⑦ 選挙権その他公民としての権利を行使するとき。
 - ⑧ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、又は社会的若しくは厚生的活動を含む適法な目的のため、法人事務局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出るとき。（当局と話し合いをするときを含む。）

- ⑨ 法人等の行う任用試験を受けるとき又は職務の遂行上必要な資格試験、検定試験等を受けるとき。
- ⑩ 職員としての教養を高めることを目的とする講演会、講習会又はこれらに類する集会に参加するとき。
- ⑪ 職員としての儀礼又は儀式に参加するとき。
- ⑫ 業務上の災害による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の療養のとき。
- ⑬ 職務に直接の関連はないが住民の災害若しくはその拡大の防止又は人命救助等に奉仕するとき。
- ⑭ 妊娠中又は出産後1年以内の職員が理事長の定めるところにより、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるとき。
- ⑮ 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められるとき。この場合において、免除される時間は、理事長が定める。
- ⑯ 妊娠中の職員が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる職務に従事する場合において、適宜休息し、又は補食するとき。
- ⑰ 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合であって、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため必要と認められるとき。
- ⑱ 神戸市からの派遣職員(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定に基づき派遣される職員をいう。)で、12月28日及び1月4日に職務の必要性が無いと認められるとき。
- ⑲ その他理事長が必要と認めるとき。

(職務専念義務免除の日数又は時間)

第3条 職務専念義務の免除の日数及び時間については、その都度理事長又は委任を受けた者の承認を得るものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学職員職務専念義務免除に関する規程(2007年4月1日規程第14号)は、廃止する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年7月1日から施行する。